

## 管内事業者の外国人材の受入れ状況

- 中部管内の造船所には、約800名(全国の約1割)の外国人材が技能職として従事。  
前年度の680名から大幅に増加。IHI愛知事業所の事業撤退による減少分を上回る人数を他の造船所が新たに受け入れ。
- 技能職の外国人材の比率は、14%で、全国平均11%より高い。  
メーカーが集積する中部地方の産業共通の深刻な人手不足が原因の一つ。  
その他中部地方の造船分野の特徴として、大手造船所(大型輸出船)以外の中小造船所(内航船・漁船・プレジャーボート)や機関整備、電装等の関連事業者の多くも外国人材を活用。  
また、日系・在日ブラジル人も含めると実際の外国人材比率は高い。

## 新たな外国人材受入れ制度への対応(特定技能)

- 2018年末の入管法改正後に管内の造船・船用工業事業者向けに次の説明会を実施。
  - 2018/12 運輸局主催の造船分野説明会(愛知) ※法改正後では全国初の説明会・30社参加
  - 2019/2・3 法務省主催の全体説明会(愛知・三重・静岡)
  - 2019/4 運輸局主催の事業者ごとの相談会(愛知・三重・静岡) ※中小造船所15社参加(1社あたり1時間の相談)
  - 2019/5 事業者団体の総会での個別説明 ※小型造船・船用工業・機関整備・造船協力工のブロック団体
- 極中小企業(社員数名~数十名程度)が殆どの小型造船・整備業界では、特に人材確保が困難であるため、小型造船特有の新制度への要望・相談が多い。

造船 事業者数

※2019年4月現在(中部運輸局まとめ)

区分	[事業所]	愛知	静岡	三重	福井
造船法/許可造船所 (鋼船500GT以上等)	14	1	7	6	0
小型船造船業法/登録事業者 (鋼船20GT以上等)	32	16	7	5	4
造船法/第6条届出事業者 (その他)	19	6	0	13	0
計	65	23	14	24	4
(内数)外国人技能実習生	[事業所]	愛知	静岡	三重	福井
造船法/許可造船所 (鋼船500GT以上等)	6	1	3	2	0
小型船造船業法/登録事業者 (鋼船20GT以上等)	4	1	0	2	1
造船法/第6条届出事業者 (その他)	0	0	0	0	0
計	10	2	3	4	1
(内数)外国人就労者(特定活動)	[事業所]	愛知	静岡	三重	福井
造船法/許可造船所 (鋼船500GT以上等)	3	1	1	1	0
小型船造船業法/登録事業者 (鋼船20GT以上等)	2	1	0	0	1
造船法/第6条届出事業者 (その他)	0	0	0	0	0
計	5	2	1	1	1

造船 従業員数

※2019年4月現在(中部運輸局まとめ)

区分	[人]	愛知	静岡	三重	福井
事務職 (許可&登録造船所)	846	234	356	227	29
技術職 (許可&登録造船所)	964	246	306	392	20
技能職 (許可&登録造船所)	2,852	573	1,226	933	120
技能職(社外工) (許可&登録造船所)	2,924	812	706	1,400	6
(社外工比率)	39%	44%	27%	47%	3%
計	7,586	1,865	2,594	2,952	175
外国人材(技能職) (許可&登録造船所)	801	453	26	317	5
(社内工)	239	8	16	210	5
(社外工)	562	445	10	107	0
※技能職の外国人材比率	14%	33%	1%	14%	4%
①技能実習生(3年) (許可&登録造船所)	526	301	19	202	4
(社内工)	147	4	9	130	4
(社外工)	379	297	10	72	0
②就労者(+特定活動2年) (許可&登録造船所)	275	152	7	115	1
(社内工)	92	4	7	80	1
(社外工)	183	148	0	35	0

令和元年7月31日  
海事局船舶産業課

## 造船・船用工業分野において在留資格「特定技能」への変更が 初めて許可されました！

～造船・船用工業分野において特定技能外国人が誕生～

我が国の深刻な人手不足に対応するため、新たな外国人材の受入れ制度「特定技能制度」が本年4月1日より創設されております。

本日7月31日、技能実習を修了したフィリピン人3名に対して、出入国在留管理庁より、本制度に基づく「特定技能1号」への在留資格変更が許可されました。

この3名は、造船・船用工業分野における初めての特定技能外国人となります。

- 我が国の深刻な人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れる制度「特定技能制度」が本年4月1日に開始されております。
- 当該制度のもとでは、造船・船用工業分野において、「溶接」、「塗装」、「鉄工」、「仕上げ」、「機械加工」及び「電気機器組立て」の6つの業務区分での外国人材の受入れが可能となっており、造船・船用工業にとって人材確保のための有益な制度として、今後、活用が見込まれているところです。
- 本日7月31日、出入国在留管理庁により、フィリピン人3名に対し、在留資格「技能実習2号」から「特定技能1号」への在留資格変更が許可されました。これにより、造船・船用工業分野における特定技能外国人が初めて誕生したことになります。

### <許可の概要>

- ・許可日：令和元年7月31日
- ・受入れ企業所在地：長崎県
- ・許可人数：3名
- ・国籍：フィリピン
- ・業務区分：溶接
- ・「技能実習2号」から「特定技能1号」への在留資格変更

※造船・船用工業分野における特定技能制度の概要については以下URLを参照願います。

([http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk5\\_000028.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000028.html))

### <問合せ先>

国土交通省海事局船舶産業課 久保、松尾

代表：03-5253-8111

(内線 43-643、43-633)

直通：03-5253-8634

FAX：03-5253-1644



- 昨年12月8日、臨時国会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立。一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるため、新たな在留資格「特定技能」が4月に創設。
- これまで海事局は、関係省庁等と調整を行ってきており、昨年12月25日、特定技能外国人を受け入れる分野が具体的な運用を定める分野別運用方針について、「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」が閣議決定。
- 本年4月より、本制度のもとで造船・船用工業分野については、「溶接」「塗装」「鉄工」「仕上げ」「機械加工」「電気機器組立て」の6つの業務区分において外国人材の受入れが可能。

## 在留資格「特定技能」の創設

- 新たな在留資格として、人手不足分野において、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能1号」と、同分野において熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能2号」を新設する

### 1. 受入れ対象分野

- 生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、外国人材の受入れが必要と認められる分野

### 2. 受入れ対象者

- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材
- ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することが基本

### 3. 外国人材への支援

- 「特定技能1号」の外国人材に対し、受入れ機関又は登録支援機関において、我が国での活動を安定的・円滑に行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う

### 4. 受入れ機関

- 受入れ機関は、所要の基準に適合した契約を締結し、当該契約の適正な履行を確保するなど所要の基準を満たさなければならない

### 5. 登録支援機関

- 登録支援機関は、所要の基準を満たした上で、出入国在留管理庁長官の登録を受けて支援を行う

### 6. その他

- 「特定技能1号」は、在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同を基本的に認めない

## 造船・船用工業分野において受入れる外国人材

### <特定技能1号>

業務区分：溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立て  
対象者：技能実習2号修了者  
日本海事協会が実施する試験する試験等の合格者

### <特定技能2号>

業務区分：溶接  
対象者：日本海事協会が実施する試験の合格者であって、  
監督者としての実務経験を2年以上有する者

- 平成30年12月8日、臨時国会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるため、新たな外国人材の受入れ制度「特定技能制度」が平成31年4月1日に創設。
- 造船・船用工業分野は、14ある受入対象分野の1つとなっている。

## 業務内容

### 溶接

- ・船舶の主要な構造材料である厚板を下向きで溶接(特定技能1号)
- ・船舶の主要な構造材料である厚板を上向きや横向き等高度な溶接及び現場における監督(特定技能2号)



### 塗装

貝類の付着防止、防食、水との摩擦軽減のため、船体に対して塗装



### 鉄工

鉄板を切断・加工し、船体を構成するブロックを作るためのパーツの製造



### 仕上げ

船用エンジンの部品のはめ合わせやプロペラの部品の表面粗さ、表面性状等の向上

### 機械加工

船舶エンジンの部品等の切削加工

### 電気機器組立て

船舶用配電制御システム(配電盤や制御盤等)の組立・配線や試験の実施

## 技能水準の評価方法

### <造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)>

- 実施主体：(一財)日本海事協会
- 実施回数：随時(国外及び国内で実施)
- 開始時期：令和元年度内予定

※溶接以外(塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立て)は技能検定3級も可。

### <造船・船用工業分野特定技能2号試験(仮称)(溶接)>

- 実施主体：(一財)日本海事協会
- 実施回数：随時(国内で実施)
- 開始時期：令和3年度内予定

※試験合格に加えて、監督者としての実務経験を2年以上有することを要件。

## 受入れ人数・雇用形態

受入れ人数：13,000人を上限  
雇用形態：直接雇用

## 造船・船用工業分野特定技能協議会

- 設置趣旨：特定技能外国人の適正な受入れを図るとともに、各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保に関する協議等を行う。
- 設置時期：平成31年3月29日第1回協議会開催
- 構成員：国土交通省(事務局)、業界団体、試験実施機関、特定技能所属機関、登録支援機関、関係省庁(法、警、外、厚)、有識者
- 開催頻度：原則として3月に1回(持ち回りによる開催含む) 4/4